

教育学研究科の教育課程

履修基準及び履修方法

本研究科において修得しなければならない最低の単位数は、次のとおりです。

なお、下表は平成20年度以降入学生に適用するものであり、**平成19年度以前入学生は、各自の入学年度の学生便覧の記載内容に従ってください。**

①学校教育専攻

(平成20年度以降入学生適用)

専攻	専修	最低修得単位数		
学校教育	学校教育	4単位 本専修の10分野から1分野を選択し、特論1科目2単位と特別演習1科目2単位を修得すること。	4単位 左で選択した分野以外の分野から、4単位を修得すること。	8単位 「学校教育実践総論」2単位を含み、本専修の授業科目から8単位を修得すること。
障害児教育	障害児教育	4単位 障害児教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
教科教育	教科教育	4単位 教科教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
課題研究		6単位		
合計		30単位		

※学校教育専攻以外の授業科目を履修するときは、特論又は特講の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。

②障害児教育専攻

(平成20年度以降入学生適用)

専攻	専修	最低修得単位数		
障害児教育	障害児教育	6単位 本専修の3分野から1分野を選択し、特論1科目2単位と特別演習を同一A・Bをセットで2科目4単位を修得すること。	4単位 左で選択した分野以外の分野から、特論2科目4単位を修得すること。	4単位 本専修の授業科目から4単位を修得すること。
学校教育	学校教育	6単位 「学校教育実践総論」2単位を含み、学校教育専攻の授業科目から6単位を修得すること。		
教科教育	教科教育	4単位 教科教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
課題研究		6単位		
合計		30単位		

※障害児教育専攻以外の授業科目を履修するときは、特論、特講又は「学校教育実践総論」の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。

③教科教育専攻

(平成20年度以降入学生適用)

専攻	専修		最低修得単位数	
教科教育	教科教育	教科教育に関する科目	6単位 所属する専修の教科教育に関する科目から6単位を修得すること。	4単位 本研究科の全専攻の授業科目から4単位を修得すること。
		教科専門に関する科目	6単位 「〇〇〇教科内容論」2単位を含み、所属する専修の教科専門に関する科目から6単位を修得すること。	
		専修共通科目	2単位 所属する専修の専修共通科目「〇〇〇実践特別演習」から2単位を修得すること。	
学校教育	学校教育		2単位 学校教育専修の「学校教育実践総論」2単位を修得すること。	4単位
障害児教育	障害児教育		学校教育専攻及び障害児教育専攻の「特論」又は「特講」科目から4単位を修得すること。	
課題研究			6単位	
合計			30単位	

※所属専修以外の授業科目を履修するときは、特論、特講又は「学校教育実践総論」の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。